

【要請事項】

1. 労働者施策について

(1) 地域活性化のため、企業誘致や中小企業等地場産業の育成を行い、地域雇用の増大を図るとともに、産官労の連携のもと雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。

当市では、中小企業支援として、北上地区勤労者福祉サービスセンターを通じた福利厚生の上昇を図っており、働く方々の生活の安定に資する取組みを進めております。

また、ジョブカフェさくらによる出張キャリアサポートを継続的に実施し、就業後の相談支援や職場での人間関係・業務上の悩みに対する助言など、定着支援にも力を入れております。さらに、働く人の視点から企業の魅力を伝える「なりわい事例集」の周知を通じて、地域企業の理解促進と人材確保にも努めております。

(2) 事業主等が事業継続と雇用維持ができるよう引続き商工団体等と連携を図り各種助成金制度等の周知徹底を引き続き行うとともに、北上市独自の支援策の創設、拡充等を図ること。

当市では、関係機関と連携し、国の各種助成金や制度についての周知を図って参りました。引き続き、関係機関等と連携しながら、国の助成金や制度などの各種支援策について、必要な事業者に適切な支援が行き届くよう周知を行って参ります。

また、当市では、北上雇用対策協議会と連携し、北上地域合同就職相談会のほか、就活前の高校生に対する「北上地域企業情報ガイダンス」の開催や高校・大学等訪問のアテンドなどを通じて、企業と求職者のマッチングを支援しております。また、高校生が市内の企業を見学する際の借上げバス費用を補助する事業により、市内企業のPRを支援しております。

これらの施策を通し、人材を確保したい企業を引き続き支援して参ります。

(3) 障がい者雇用、U I J ターンの推進、就職氷河期世代を含めた若年雇用対策の強化を図ること。

当市では、多様な人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

企業の魅力を伝える「なりわい事例集」では、障がい者やU I J ターン者など、さまざまなバックグラウンドを持つ方の視点から企業を紹介しており、地域で働くことへの理解促進と定着支援に努めております。

また、北上地域合同就職相談会を年4回開催しており、そのうち1回は就職氷河期世代をテーマに設定し、対象世代に向けた情報提供や相談支援を行っております。

今後も求職者のニーズを把握しながら就労支援に努めて参ります。

(4) 最低賃金改正後の賃金引上げに向けた中小企業支援策について、地元企業への周知徹底および利用促進により、労働者の給与所得の向上を図ること。また、改定額をふまえ発注済みの公契約の金額を見直すなど、必要な措置を講ずること。

当市では、関係機関と連携し、国の各種助成金や制度についての周知を図って参りました。引き続き、関係機関等と連携しながら、国の助成金や制度などの各種支援策について、必要な事業者に適切な支援が行き届くよう周知を行って参ります。

公契約について、適切な労務単価での発注となるよう、受注者と協議するなど、適切に対応して参ります。

(5) 会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(2020 年 4 月 1 日施行)を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行うこと。

適切な任用に努めて参ります。

(6) 行政として労働者およびその家族が幸せを感じられるようなウェルビーイングの視点を持ち、企業にはワークライフバランスを重視した働き方・福利厚生など労働環境整備への啓発・支援に努めること。特に福利厚生 の充実に経費を費やせない中小企業には、補助金などの支援策を講ずること。

企業に対しては、中小企業の福利厚生の充実を図るため、国の退職金制度である中小企業退職金共済制度や中小企業の福利厚生事業を行う(一社)北上地区勤労者福祉サービスセンターへの入会について啓発活動を進めることにより、働きやすい環境作りを支援して参ります。

(7) 北上市が率先して男性職員の育児休暇取得を促進し、地場企業へ情報展開すること。

今後も、男性職員の育児休暇取得を促進するとともに、取得状況の公表等を通じて情報展開して参ります。

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

(1) 保育士数について、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で定めている保育士数を配置したとしても、保育所の開所時間すべて賄うために必要な保育士数にはならず、その結果、日々の休憩の取得も困難な現状であることから、国及び地方公共団体による保育士確保に向け、配置基準の見直しを北上市からも関係機関へ働きかけるとともに、働いている人への支援策を拡充すること。

現在、保育士等確保策として就職支援金、奨学金返還補助、保育料減免などの支援を実施しておりますが、その効果を検証し、今後の支援の方向性を検討して参ります。

(2) 国や県が主導する新規事業の展開において、多くの場合市町村が主体となるが保健師が不足している。また、市民ニーズが多様化していることから、北上市において事業実施に必要な専門職の確保を行うこと。

事業実施に必要な専門職の確保に努めて参ります。

(3) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むワンストップ窓口の設置など体制を強化すること。

貧困世帯、ひとり親世帯が社会的孤立に陥ることのないよう、関連する部署が連携し、生活困窮者やひとり親世帯の支援制度の周知等を行い、世帯状況に寄り添った相談体制の充実を図ります。

(4) 児童虐待防止や保護者への支援、子どもを守る体制強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備とともに、専門職員の配置等をすすめること。

国では、児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合したこども家庭センターの設置を推進しておりますが、当市では令和6年4月1日からこども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運用により妊娠期から子育て期まで切れ目無い支援に取り組んでおります。

また、所属職員が外部研修に積極的に参加するなど、専門性の向上に努めて参ります。

(5) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。

地域の高齢者支援の拠点である地域包括支援センターの機能強化を継続するとともに、高齢者の権利擁護の推進と強化、見守り合う体制づくりに取り組むことで、医療・介護・障がい等のサービスを必要な場面に切れ目なく提供し、本人や家族を支えていくための分野横断的な連携体制の整備に努めております。

また、令和7年度より複雑化・複合化したケースに対応する包括的な支援体制の構築を目的に重層的支援体制整備事業を開始しております。

(6) 解雇や離職による生活困窮者・世帯・児童への支援、配偶者からのDV（ドメスティック・バイオレンス）の増加に対する相談支援体制を強化すること。また、そのための、社会福祉協議会、生活保護、ひとり親家庭支援などの相談担当者の増員を図ること。

令和7年度から生活保護に関する相談を主として対応する職員を1名配置しております。また、令和7年4月から「重層的支援体制整備事業」における「多機関協働事業」を社会福祉協議会に委託し、複雑・複合的な課題を抱えた世帯を支援する関係機関の連携を強化する仕組みを整えております。

児童及び困難な課題を抱える女性への支援につきましては、相談員の配置を継続するとともに研修受講等により専門性の向上に努めて参ります。

(7) 岩手県内の自殺者が増加し、特に若者、女性の割合が高いとされていることから、北上市も自殺予防対策、相談支援体制を強化すること。

当市では、ゲートキーパーの養成や企業への出前講座を通じた自殺対策のほか関係機関との情報共有を通じた相談支援体制の構築に努めております。引き続き、若者や女性を含めた自殺防止に取り組んで参ります。

(8) 地元で適切な医療が受けられるよう医療体制、医療従事者確保に努めること。特に、耳鼻科・皮膚科・産婦人科については病院数が少ないことから、これら病院の新設推進及び医師確保に努めること。

昨今の医師不足は深刻で、岩手県での医師総数及び10万人当たりの医師数は増加傾向にあるものの、依然として医師不足の状況にあり、「医師偏在指標」では全国最下位となっております。特に、産婦人科は病院数が少なく、当市においてもそれは顕著であります。地元で適正な医療が受けられるよう、医師確保を含め医療提供体制の充実について国・県に対して要望して参ります。

(9) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者にも周知徹底すること。

当市では、介護従事者における処遇改善加算等の新規取得や、上位区分への移行について支援が必要な事業所に対し、基本的な考え方や事務処理手順等の情報提供を行っておりますが、今後も国や県における処遇改善加算の取得促進事業の活用などを含め、関係事業者へ周知し、制度の活用促進に努めて参ります。

また、満足度向上と人材確保の観点から、処遇改善加算制度の導入が、賃金引上げや勤務環境の改善に繋がることを踏まえ、県の広報にも協力しながら、関係事業者への情報提供を継続して参ります。

(10) 居住支援活動として居住場所の確保だけにとどまらず、見守り業務や近隣トラブル解消なども含めた支援活動とするため、改正後の生活困窮者自立支援法においては居住支援事業として、北上市においても居住支援法人への委託による積極的な取り組みを行うこと。

改正された生活困窮者自立支援法に基づく居住支援事業の充実、住宅確保要配慮者への支援体制の強化に資する重要な施策であると認識しております。

居住支援事業については、現在都市整備部において、市区町村が設置を行う「居住支援協議会※」に係るニーズ調査を関係機関に対して行っております。

地域の居住支援体制の整備、関係機関の連携強化、住宅と福祉の横断的な支援体制の構築、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援の取り組みとなっており、地域の実情に応じた積極的な居住支援の取り組みについて、今後調査・検討を進めて参ります。

※居住支援協議会:地域における住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、低所得者など)への支援を目的とした、住宅部局・福祉部局・民間団体・居住支援法人などが連携する会議体であります。

3. 教育の拡充について

(1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。

当市における大学進学者等に対する奨学金は、無利子となっており、令和5年度において、対象学校の拡充及び家計基準の見直しを行い、対象者の拡大を図っております。また、令和7年度においては貸与金額の増額を行い、奨学生の負担軽減に取り組んでいるほか、入学一時金の貸与についても導入したところであります。今後も、他市の事例も踏まえ研究し、より良い奨学金制度となるよう努めて参ります。

(2) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を把握し、必要な支援を行うこと。

当市では、ヤングケアラーについて、令和4年度に実態調査を行い、対応マニュアルを作成し、支援を進めております。なお、実態調査は令和8年度にも実施を予定しており、今後も以降も定期的な実態調査や必要な支援について検討して参ります。

(3) 就学援助制度について、必要な世帯に周知を徹底するとともに、準要保護の水準を引き下げないこと。また、市町村間の格差が生じないように拡充を図ること。さらに、就学援助費支給項目に衛生（生理）用品を対象に加えること。

就学支援制度については、市の公式ホームページや学校でのチラシの配布・配信で周知するとともに、前年度から継続して認定が見込まれる家庭に対しては、学校から声かけなどを行うことで、周知の徹底に努めております。

また、当市の認定基準は県内において第2位の高水準であります。今後も準要保護の水準を引き下げる予定はございません。

就学援助費支給項目に衛生（生理）用品を対象に加えることは、学用品（学校に関するもの）を援助するという就学援助の目的から外れることから、考えておりません。

なお、就学援助とは異なりますが当市では令和4年からすべての市立小中学校の女子トイレに生理用品を配置しております。

(4) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置か学校の意見を踏まえて検証と対策を行うこと。また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

当市では、学校配分予算について、毎年学校からの意見を聴取したうえで編成しており、可能な限り学校の要望に応えるように努めております。

学校徴収金については、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせているという事実はございません。

(5) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し、教職員のいのちと健康を守ることによって、教育の質的向上を図ること。

教職員の勤務時間を削減する取り組みとして、これまで校務の電子化や部活動指導員の任用、土日休日の部活動の地域移行（展開）などを進めているところであります。

今後もこれらの取り組みを強化し、さらなる長時間労働の是正に努めて参ります。

(6) 少子化が進んでいるにも関わらず、子ども（18 歳以下）の自死数・不登校数は過去最高を更新している。心的ストレスを抱える子どもや特別な配慮を必要とする子どもに適切に対応するため、教員定数の改善を行うこと。さらにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に常勤配置すること。

教員定数については、岩手県教育委員会が学級編制基準に基づき配置を行っているものであり、市教育委員会に裁量はありません。

また、当市ではスクールソーシャルワーカーを 1 名任用しておりますが、それ以外のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにつきましては岩手県教育委員会が配置を行っております。そのため、すべての小中学校への常勤配置について、今後も継続して要望して参ります。

(7) 地域における子どもの居場所づくりを含め、子どもの多様な選択を保障できる総合型地域部活動の取り組みを各団体と連携しながら整備するとともに、地域部活動指導者への報酬を見直すこと。

当市の部活動地域移行（展開）については、地域移行（展開）を行っていただく団体を募集する形で実施しており、10月末現在で競技団体・文化芸術団体や学校の部活動の父母会・保護者会・スポーツ少年団など15団体10種目程度が活動しております。

なお、当市では報酬ではなく、地域移行（展開）を行っていただく団体に対し、活動費をお支払いしております。その単価は1時間当たり1,600円であり、部活動指導員の報酬額と同額に設定しております。現時点では、活動費の見直しは考えておりません。

(8) 高校授業におけるパソコンの使用及び内容について、使用頻度が低いのに購入を推奨され、家庭への負担が大きいので、しっかりとしたパソコンの利用・活用するよう、県へ働きかけること。

当市では高校の授業におけるパソコンの使用頻度は把握しておりません。

4. 安心、安全のまちづくりについて

(1) 居住地にかかわらず被災のために心のケアを必要とする人が、中長期的な支援を継続的に受けられるよう、心のケアセンターや心のケア事業の予算確保と体制維持・拡充を図ること。

「心のケアセンター」は、岩手医科大学と沿岸の各保健医療圏域(4か所)に設置され、被災者の心のケアや支援を行っております。当市におきましては、「こころの相談窓口一覧表」を活用し、こころのケアについて相談先や支援先を案内し、被災された方が心身ともに健康な状態で暮らせるように支援を継続して参ります。

(2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発していることから、平時から地域における「顔の見える関係」を構築し自然災害発生時の助け合いにつなげるなど防災対策を一層拡充し、市民に周知すること。

地震や豪雨による災害を想定し、総合防災訓練や自主防災組織の研修会、地域づくり組織等と合同で行う避難所開設訓練等を通して、地域における「顔の見える関係」の構築に努めて参ります。

また、住民への周知については、市の広報や公式ホームページ、北上ケーブルテレビ、コミュニティFM、ハザードマップなどを活用した防災に関する情報提供を行っております。引き続き、平時から防災意識の高揚に取り組んで参ります。

(3) 防災基本計画、防災に関する政策・方針策定および災害時の避難所の運営など、防災にかかる意思決定の場については、女性の参画拡大を図るとともに女性の声が十分取り入れられるよう対策を講じること。

北上市防災会議委員に令和3年度からきたかみ男女共同参画サポーター会員を追加し、防災計画の策定に関して、女性視点の意見等をいただく体制づくりを進めております。

避難所運営については、年に1回実施している総合防災訓練において、ふり返りの機会として、訓練参加者による意見交換を行っております。意見交換では、女性の参加者からも意見や提案があり、訓練や意見交換の内容を踏まえ、女性にとって安全・安心な避難所運営となるよう取り組んで参ります。

(4) 昼休みなど携帯電話の使用頻度が多くなると、緊急連絡が出来ない事や災害情報も入らず危険な事から、工業団地等人口の密集するエリアにおける通信状態を把握し改善するよう、自治体から通信事業者へ働きかけること。

市内工業団地では、企業等で勤務される方々が一斉に通信機器を利用していると見込まれる時間帯における、接続不具合の問い合わせがあったことを受け、各携帯電話事業者へ接続状況の改善を働きかけ、それぞれの設備増強を進めていただいているところであります。今後も状況に応じて、働きかけをして参ります。

(5) 児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の危険箇所を点検・改善するとともに、道路状況に応じて交通安全施設等の設置を行うこと。

当市では、学校関係者を含めた関係機関と合同での点検を毎年実施しており、その結果をもとに危険箇所等の改善を図ることとしております。

(6) 日常的に渋滞する国道や市道において、交通事故の危険があることから、交差点や道路の拡幅、信号機（時差式や矢印式）の整備を推進すること。（補足資料 別紙）

※別紙 2026 年度 政策・制度要求【回答(補足資料分)】に記載

(7) 北上市内において、除雪後も凸凹があり、走りづらく危険な事から、丁寧な除雪に努めるよう、働きかけること。

当市では、除雪システムを活用し、日々の作業日報報告など綿密な状況確認を行っております。その中で、除雪の作業状況に不備があった際には業者に対して指導等を行っているところですが、道路利用者が安全に通行できるよう取り組んで参ります。

(8) 東桜小学校東側（給食用搬入口付近）の市道について、狭いうえに砂利道のため、冬季の除雪により砂利が舗装された市道にまで転がっていたりするので、整備すること。

東桜小学校東側（給食用搬入口付近）の市道につきましては、冬季の除雪による影響などを踏まえ、舗装擦り付け工事を今年度の積雪前に実施する予定としております。

(9) 工業団地等の増設工事により周辺道路が泥で汚れ走行しにくいというえに、地域住民にとって大きな支障となることから、市の発注工事の場合は当該工事業業者へ改善指導の強化を行うこと。

定期的に道路パトロールを実施し、工業団地等の増設工事による道路汚損を発見した場合は、発注者である北上市企業立地課及び受注者に対し速やかに是正するよう指導いたします。

(10) 北上市北工業団地内で、特にキオクシア岩手株式会社の駐車場から正門にかけて街灯が無く、段差や障害物による転倒事故のリスクが高まるほか、車両との接触事故や防犯上の不安（不審者の出没や声かけ等）も懸念されるため、街灯設置への働きかけ等行うこと。

当市では、夜間における歩行者の通行確保や犯罪防止を目的とした照明については、住宅地開発者や自治会等に設置・管理いただいております。自治会等が設置する場合は、設置費用の補助を行っております。

(11) 市指定のゴミ袋について、ゴミ処理費用が含まれることは理解できるが、高価なうえに破れやすいので、安くて破れにくくなるよう、改善を働きかけること。

市指定のごみ袋については、日本産業規格（JIS 規格）に定められている引張強度以上となるように製造段階で仕様を定め、試験成績書により基準を満たしていることを確認しております。より破れにくいごみ袋となるように製造事業者に対し改善を要望して参ります。

5. 公共交通について

(1) 高齢者の免許返納制度が拡大され交通弱者が更に増えることが想定されることから、地域住民の日常生活を守るために、交通弱者の支援強化として、タクシーなどの公共交通利用負担について、北上市による支援策の新設・拡充を行うこと。

当市では、現在、満70歳以上の市民を対象とした高齢者公共交通助成事業を実施しております。

ご要望の支援策の新設・拡充については、今後の参考とさせていただきます。

(2) 西和賀高校の 2 クラス化、並びに通勤、通学時間帯を中心に乗り換えする人が多いことから、JR 北上線の運行本数を確保するとともに、JR 東北本線への直通運転新設について、関係自治体と連携し JR 東日本盛岡支社へ働きかけること。

当市も加入しているJR北上線利用促進協議会において現状等を確認のうえ、必要に応じて関係機関と連携して参ります。

また、当市、西和賀町、秋田県横手市の3市町の首長及び議会議長で構成する北上横手地域開発促進協議会では毎年、北上線のダイヤの見直し、車両の増結、運行本数の維持等をJR東日本盛岡支社に要望しております。今後も継続して要望して参ります。

4. 安心、安全のまちづくりについて

（６）日常的に渋滞する国道や市道において、交通事故の危険があることから、交差点や道路の拡幅、信号機（時差式や矢印式）の整備を推進すること。

① 北上市北部交流会そばの交差点に於いて、横断者数も多いうえに交通量もあるが、信号機等の交通安全設備が未整備となっていることから、早期の整備を関係機関へ働きかけること。

信号機や横断歩道の設置については岩手県公安委員会が決定するため、岩手県との政策協議における県への要望項目としてあげていますが、加えて当該地域を管轄する北上警察署にも情報提供して参ります。

② 村崎野駅前の十字路にて、右折車がいと踏切を越えて渋滞となり、危険なことから、整備に努めること。

県道村崎野停車場線については道路管理者である岩手県に情報提供するとともに、信号機の設置については北上警察署に情報提供して参ります。

③ 国道４号線から市道１０２７号線のヤマダ電機そば（さくらホール口）の交差点にて、右折する車両が多く渋滞し、緊急車両も通れなくなることがあるので、右折矢印時間を延長するよう、関係機関へ働きかけること。

道路管理者である国土交通省に対し、情報提供するとともに、信号機を管理する北上警察署に情報提供して参ります。

④ 南部工業団地口交差点において、北上市道１０３３０５６号線から国道４号線を右折する際、反対車線（北上市道１００２０５３号線）から来る車で右折できず渋滞が発生することから、右折信号を整備するよう、関係機関へ働きかけること。

右折信号の設置については岩手県公安委員会が決定するため、当該地域を管轄する北上警察署に情報提供して参ります。

⑤ TM さくら野百貨店東側のバス停そばに横断歩道があり、横断者が見えづらく危険なことから、どちらかを移設するよう関係機関へ働きかけること。

公共交通担当の都市再生推進課に情報提供するとともに、横断歩道を管理する北上警察署に情報提供して参ります。

⑥ 県道254号線と本通りの交差点（ファミリーマートそば）において、右折レーンは有るが、矢印信号がなく通勤時間帯など右折車が渋滞するので、右折信号を設置するよう関係機関へ働きかけること。

右折信号の設置については岩手県公安委員会が決定するため、当該地域を管轄する北上警察署に情報提供して参ります。